

茶屋新田組合だより

発行
名古屋市長屋新田
地区画整理組合

組合長あいさつ



名古屋市長屋新田地区画整理組合
組合長 山田 都照

夏季の候、組合員の皆様方におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は当組合事業に対して格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

なかなか新型コロナウイルスの感染も収まらず、何かと不便を強いられる生活が続いておりますが、この状況が一日も早く収束し、平穏な日々が戻りますことを祈念しております。

さて、組合事業も組合員各位のご理解、ご協力により着実に進捗しており、去る七月三十一日には総代会を開催し、「令和二年度事業報告及び収支決算について」、「第六回事業計画変更について」及び「令和三年度予算の補正について」の三議案についてご審議賜りました。

本号において、議案の概要及び総代会の様子についてご案内させていただきます。

特に事業計画変更については、再度事業施行期間の延伸、資金計画の変更をお願いするもので、組合員各位には大変なご心配をおかけする事案であり、役員一同も遺憾に存しているところでございます。しかしながら、事業の進捗状況を勘案いたしますと、やむを得ないと判断した次第でありますので、何卒ご理解賜りたいと存じます。

ただし、残りの工事も限られた状況にあり、今回の変更は事業収束を見据えた内容となっており、今後の、一層適切に執行を管理し、計画の着実な履行に努めてまいりたいと考えております。

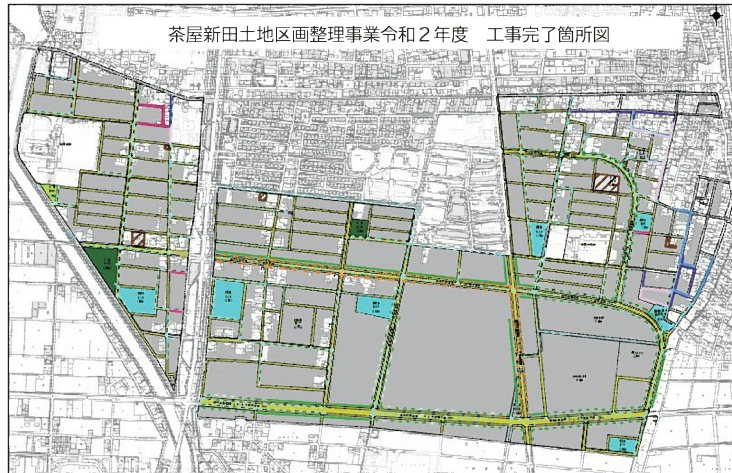
現在も東茶屋地区での工事が集中するなど、周辺の皆様始め各位には大変なご不便、ご迷惑をおかけしておりますが、一日も早い工事の完成、事業の完了を目指し、役員一同尽力してまいりたいと考えておりますので、組合員各位におかれましても、引き続きご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

第三十五回総代会の概要

- 日時 令和三年七月三十一日(土)九時三十分～十時三十分
- 場所 茶屋新田地区画整理組合 会議室
- 出席者 総代57名中52名(書面表決者三名含む)
- 議案
 - 第一号議案 令和二年度の事業報告書、収支決算書及び財産目録について
 - 第二号議案 第六回事業計画変更について
 - 第三号議案 令和三年度予算の補正について

第一号議案 令和二年度事業報告書、収支決算書及び財産目録について

- ①令和二年度事業報告について
 - ◆会議の開催
 - 第三十三回及び第三十四回総代会を開催した。
 - 役員会二十四回のほか、各係会を適宜開催した。
 - ◆組合事務の運営
 - 組合を運営するために必要となる諸事務を執行した。
 - ◆工事の実施(下図工事完了箇所図参照)
 - 南秋葉線等において歩道改良(グレードアップ)工事を行った。
 - 戸田荒子線において植栽工事を行った。
 - 東茶屋線北側及び東側部分等において区画道路の築造及び舗装工事を行った。
 - 東茶屋地区等において水路築造工事を行った。
 - 秋葉第二公園及び大西公園を完成させるとともに、近隣公園第一号の整備に着手した。
 - 宅地造成のための整地工事を行った。
 - その他緊急に必要な措置として、除草、道路補修等の工事を行った。
 - ◆補償の実施
 - 道路工事に支障となる建築物等について、移転交渉を行うとともに、交渉成立案件について補償契約を締結した。
 - 道路工事等を進めるうえで必要となる電柱、信号機、上水道及びガスの移設を行った。
 - ◆調査設計の実施
 - 公共施設の管理移管に向けた引継図書作成業務を行った。
 - 土地区画整理法第七十六条第一項の規定に基づく許可申請に係る審査及び立会業務を行った。



- 工事に伴う調査、設計及び図書作成並びに監理監督等の業務を行った。
- 移転対象建築物等の調査及び補償費算定等の業務を行った。
- 工事の進捗に伴い、基準点測量及び街区出来形測量等の業務を行った。
- 換地図書を整備するとともに、組合管理地の一時使用承諾の事務を行った。
- 換地処分の手前準備として換地計画準備業務を行った。

- 凡例
- 過年度工事 (都計道・区画道路)
 - 過年度工事 (電線共同溝)
 - 過年度工事 (グレードアップ)
 - 過年度工事 (水路)
 - 過年度工事 (調整池)
 - 過年度工事 (公園)
 - 過年度工事 (造成)
 - 令和2年度工事 (グレードアップ)
 - 令和2年度工事 (区画道路/築造)
 - 令和2年度工事 (区画道路/築造・舗装)
 - 令和2年度工事 (区画道路/舗装)
 - 令和2年度工事 (水路)
 - 令和2年度工事 (公園)
 - 令和2年度工事 (造成) ※主な箇所

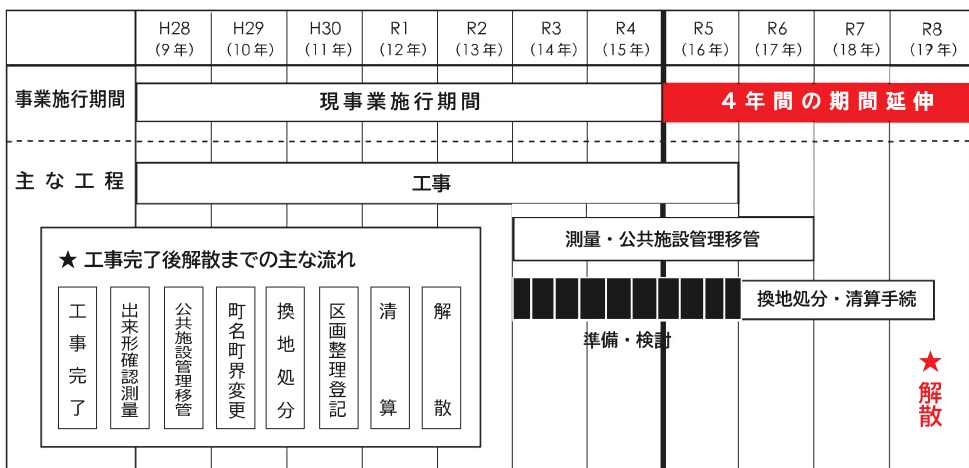


区分	科目	予算額(千円)	決算額(千円)	差引(千円)	概要
収入	補助金	660,166	415,333	244,833	歩道グレードアップ、植栽工事等
	助成金	359,998	292,668	67,330	水路築造、道路舗装、公園整備
	保留地処分金	810,000	202,484	607,516	
	雑収入	13,836	11,168	2,668	受取利息、保留地一時使用料
	借入金	1,000,000	0	1,000,000	
	前年度繰越金	3,900,000	4,185,201	▲ 285,201	
	合計	6,744,000	5,106,854	1,637,146	当期収入合計 921,833
支出	会議費	698	216	482	総代会開催費用等
	事務所費	133,159	91,953	41,206	報酬、給与、需用費、使用料等
	工事費	2,180,000	1,691,379	488,621	道路築造・舗装、水路築造等
	補償費	682,690	395,636	287,054	移転補償、上水道・ガス等移設
	負担金	1,080	1,080	0	ガス新設
	調査設計費	533,400	387,082	146,318	工事設計監理、測量、換地設計等
	借入金償還金	1,000,000	0	1,000,000	
	借入金利息	10,000	0	10,000	
	仮清算交付金	12,000	6,072	5,928	90条該当地
	雑支出費	10,053	2,036	8,017	諸会費、弁護士顧問料等
	予備費	198,920	0	198,920	
	合計	4,762,000	2,575,454	2,186,546	
次期繰越金			2,531,400		

②令和二年度収支決算について
左表「令和二年度収支決算書」をご参照ください。

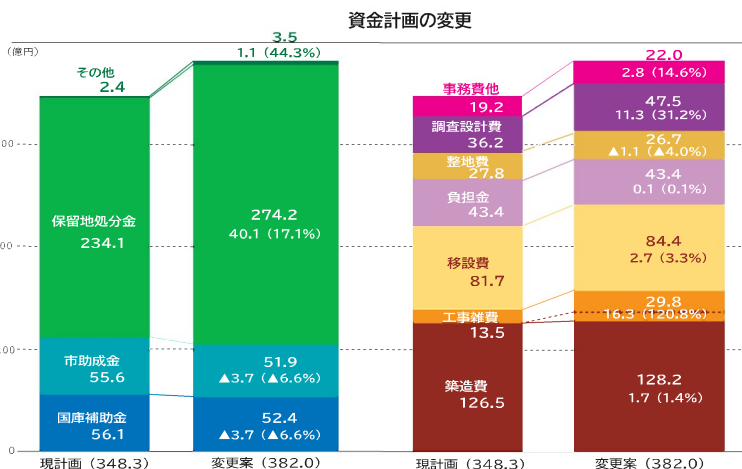
第二号議案
第六回事業計画変更について

事業施行期間の延伸
既存水路やガラ等地中支障物件の判明による予期せぬ工事の発生や、一部地権者との移転交渉の難航等により、現在の事業施行期間内での事業完了が困難な状況にあることから、左図のとおり事業施行期間を四年間延伸するものです。



資金計画の変更
東日本大震災の発災、東京オリンピック開催決定等を要因として、人件費や工事資材が高騰したことにより、工事費、調査設計費等が増加しています。

一方、収入面では、保留地処分が順調に進んだため大幅に見込みとなっています。よって、事業内容の見直しに伴い、左図のとおり資金計画を総額約三四八億円から約三三二億円に変更するものです。



第三号議案
令和三年度予算の補正について

令和三年度予算の補正については、第三十四回総代会に令和三年度予算を下表のとおり補正する。令和三年度予算については、第三十四回総代会において決定いただいておりますが、事業費総額の制約から暫定的な内容となっております。そこで、第二号議案事業計画変更をご承認いただきましたので、令和三年度の事業計画に合わせて予算の補正を行うものです。

なお、本議案については、第二号議案でご承認いただいた第六回事業計画変更が、名古屋市の認可を受けることを停止条件として効力を発生することになります。

令和三年度 収支補正予算書

区分	科目	当初予算額	補正額	補正後予算額	摘要
支出	会議費	350	25	375	
	事務所費	57,325	61,322	118,647	
	工事費	646,600	387,300	1,033,900	
	補償費	239,670	114,800	354,470	
	負担金	0	0	0	
	調査設計費	262,000	187,850	449,850	
	借入金償還金	1,000,000	0	1,000,000	
	借入金利息	1,000	0	1,000	
	仮清算交付金	0	0	0	
	雑支出費	3,055	703	3,758	
	予備費	30,000	270,000	300,000	
	翌年度繰越金	2,843,000	▲1,022,000	1,821,000	
	合計	5,083,000	0	5,083,000	

主な質疑(●質問 ○回答)

- 事務費の増加額が多いのではないかと。事業期間延伸に伴う増加額を積算してありますが、事業進捗に併せて役員数や会議開催等を適宜見直すことにより縮減を図っていきます。
 - 令和八年度までに終わらせるという意気込みが感じられない。
 - 令和五年度までに工事を完成させ、その後の換地処分等の手続きを含めて令和八年度までに完了させるというのは非常に厳しい内容ですが、公社とも協議し、必ず終わらせるとの約束のもと提案しています。
 - 役員全員で責任をもってやり切る覚悟です。
- 以上、三つの議案をご承認いただき、いずれの案も賛成多数でご承認いただきました。

組合からの大切なお願い

- ◆ 建物等の新築・改築をされる場合について
施行地区内において、建築物や工作物を新築若しくは増改築する場合は、土地区画整理法第76条に基づく申請と都市計画法に基づく地区計画の届出及び許可が必要となります。許可なく建築等の行為を行うと違法になりますので、まずは、組合までご相談ください。
- ◆ 南秋葉線、万場藤前線では電線類を地中化している場所があります。建築を計画される場合は、事前に組合までご相談ください。
- ◆ 土地の所有者を変更される場合について
組合からの通知などを確実にお知らせするため土地の売買、相続、贈与等により所有権を移転した場合や住所を変更した場合は、組合への届出が必要になります。
- ◆ 届出には登記簿謄本等必要な書類がありますので、まずは、組合までお問い合わせください。
- ◆ 所有地の適正な管理について
使用収益を開始する直前に組合で除草及び境界杭設置を実施しておりますが、使用収益開始後は所有者で適正に管理していただく必要があります。
- ◆ 防災上の危険が高まるばかりでなく、近隣者に多大な迷惑となりますので、各自の責任で除草等適正に管理してください。
- ◆ 近隣者等からの苦情等により早急な対応が必要となる場合で、所有者で対応いただけない場合は、やむを得ず組合が除草等させていただきますが、この場合の費用は所有者に負担していただきます。予めご承知ください。
- ◆ 除草等に係る業者の紹介を希望される方は、組合までご相談ください。



(総代会の様子)



(来賓あいさつ)



(組合長あいさつ)

へお問合せ先
●名古屋茶屋新田土地区画整理組合
☎052(618)7732
●事務局 公益財団法人名古屋まちづくり公社
☎052(211)6072
☎052(301)4855
茶屋詰所